

## 加古川市スズメバチ駆除費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、多数の人に対し危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣の早期駆除を促進し、安全な市民生活の確保を図るため、予算の範囲内において交付する補助金に関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、膜翅目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に営巣されたスズメバチの巣の駆除であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 巣の周囲おおむね10メートル以内に、人が立ち入る可能性がある箇所に営巣された、活動中のスズメバチの巣（官公庁、店舗、事務所等の事業の用に供する物件に営巣したものを除く。）の駆除であること。
- (2) 巣のある建物若しくは土地等を所有し、管理し、又は使用している個人からの申請であること。
- (3) 市が指定する駆除業者（以下「指定業者」という。）に依頼し、行う駆除であること。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1箇所当たりの駆除作業に要した費用（調査費や巣の駆除に伴って破壊した工作物の修理費等を除く。）の2分の1に相当する額（当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

ただし、1箇所当たり10,000円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）にスズメバチの巣の状況等を記載し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 駆除費用に関する見積書
  - (2) 駆除実施場所を示す位置図
  - (3) 現況写真
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、必要に応じて実地調査等を行うものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金／交付／不交付／決定書(様式第2号)により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(完了届兼実績報告書)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後10日以内に、補助事業完了届兼実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に要した経費を証する書面の写し
  - (2) 補助事業実施後の写真
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が第6条の規定により交付の決定をした補助金の額と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第 11 条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、前項前段の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 6 号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 第 1 項後段に規定する返還の命令は、補助金返還命令書(様式第 7 号)により行うものとする。

(委任状の提出)

第 12 条 補助事業者は、指定業者に補助金の受領に関する手続きをさせようとするときは、委任状を提出するものとする。

(補助金の受領の委任)

第 13 条 指定業者は、補助事業者から補助金の受領に関する手続きの委任の申出があったときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これを受けなければならない。

2 指定業者は、前項の委任を受ける場合は、補助事業者から駆除の費用と補助金の交付決定額との差額を領収するものとする。

(調査)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況等について関係職員に調査を行わせることができる。

(業者の指定)

第 15 条 市長は、スズメバチの巣の駆除に関し作業の安全性、確実性及び効率性を確保するため、次の各号のすべての要件を満たすものを指定業者に指定するものとする。

(1) 加古川市の入札参加資格者であり、かつ、それらの者のうち、市内に本店がある者及び市内の店・営業所等に契約締結権限を委任する者であること。

(2) 巣の駆除に必要な機械器具等を備えていること。

(3) スズメバチの巣の駆除に関して、おおむね 3 年以内に 10 件以上の事業実績を有する者であること。

(4) 巣の駆除依頼に速やかに対応することができること。

2 前項の指定を受けようとするもの（以下「指定希望業者」という。）は、スズメバチ駆除業者指定申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) スズメバチの巣の駆除に係る誓約書（様式第9号）
- (2) スズメバチの巣の駆除に係る標準価格表（様式第10号）
- (3) 保有機材の明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定により指定希望業者から申請があったときは、その内容を審査し、第1項で定める要件に合致すると認めるときは、スズメバチ駆除業者指定審査結果通知書（様式第11号）により、その旨を通知するものとする。

また、第1項で定める要件に合致しないと認めるときも、同様とする。

（指定業者申請事項の変更等）

第16条 指定業者は、申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに駆除業者申請事項変更・廃止届又は標準価格表の変更届（様式第12号）により、市長に届け出なければならない。

（指定業者の取消し）

第17条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により指定業者の指定を受けたとき。
- (2) 指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他指定業者にふさわしくない行為があったとき。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。